

税務調査の際の 加算税の対象拡大

注目トピックス

01 | 税務調査の際の加算税の対象拡大

平成28年度税制改正で国税通則法が改正され、税務調査の通知を受けて修正申告を行う場合の加算税の規定等が創設されました。

特集

02 | セルフメディケーション税制とは

平成29年1月1日から5年間限定で、セルフメディケーション税制が始まります。

03 | 法人成りの注意点

個人事業主として創業した後、事業が軌道に乗ってくると法人成りを検討されると思います。その際によくある「どのように個人の事業資産を法人へ引き継がせたらよいか」という疑問について解説していきます。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 僕らが毎日やっている最強の読み方

(東洋経済新報社)

池上彰氏、佐藤優氏という二人のスペシャリストが仕事をする上でどれほど新聞、雑誌、書籍等を読むのか。そしてその具体的方法が、率直に具体的に、対談形式で解説されています。応用することでもっと効率よく必要な情報を取り入れられるようになる一冊です。



税務調査の際の 加算税の対象拡大

平成 28 年度税制改正で国税通則法が改正され、税務調査の通知を受けて修正申告を行う場合の加算税の規定等が創設されました。

はじめに

国税通則法の改正により、税務調査の通知後に修正申告書が提出されたときは、実地調査の前であっても加算税が課されることになりました。以下この改正について解説します。

調査通知後の修正申告は加算税の対象に

修正申告を行う場合において、調査通知（実地の調査を行う旨、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間の3項目の通知）以後に修正申告書が提出されたときは、その提出が調査による更正を予知してされたものであるかどうかに関わらず、その修正申告に基づいて納付すべき税額に原則 5%の割合を乗じて計算した額に相当する過少申告加算税が課されることになりました。

見直しの背景

見直しの背景には、税務調査の事前通知の義務化後、事前通知の直後（更正の予知前）に多額の修正申告を行い、加算税の賦課を回避している事例が散見されたことがあります。

この点、今回公表された事務運営指針では、「調査通知を行った場合において、調査通知後に修正申告書が提出されたときは、実地の調査が行われたかどうかにかかわらず」加算税を課すとしており、調査通知後の修正申告については全て加算税の対象となる点に注意が必要です。

つまり、これまでは確定申告時には税額を過少に申告し、税務調査が行われた場合に必ず指摘されるような項目であっても、税務調査の事前通知後すぐに修正申告をしてしまえば加算税が課されない状況でした。

税務調査が行われなければそのままスルーされ、税務調査となった場合にでも通知後すぐに修正をすることで加算

税を回避できるため、わざと税額を過少に申告するケースを誘発している状況でした。

修正申告等の時期	過少申告 加算税		無申告 加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5% (10%)	5% (10%)	10% (15%)
調査による更正等予知以後	10% (15%)	対象外	15% (20%)	同左

※カッコ書きは、加重される部分（過少申告加算税：期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50万円を超える部分）に対する加算税割合

上記はいずれも平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税から適用されることとされており、同日より前に法定申告期限が到来するものは対象外となります。

加算税についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。



セルフメディケーション税制とは

今年から 5 年間だけ適用されるセルフメディケーション税制について解説します。使いによってはこれまでの医療費控除よりも節税になる可能性もあります。

はじめに

今年から 5 年間だけ適用されるセルフメディケーション税制について解説します。使いによってはこれまでの医療費控除よりも節税になる可能性もあります。

セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進等の一定の取組を行う個人が平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己又は生計を一にする親族等に係る一定のスイッチ OTC 医薬品を購入した場合、合計額が 1 万 2 千円を超えるときは最大 8 万 8 千円を所得控除できる仕組みです。

セルフメディケーション税制は従来からある医療費控除との選択適用となりますが、医療費控除はこれまでどおり、「10 万円」または「所得×5%」を超える部分について、所得控除ができるものです。

スイッチ OTC 医薬品というの聞きなれない言葉ではありますが、「OTC」とは「Over the counter」の略で、街の薬局のカウンター越しに売られる薬、つまり市販薬のことを指します。

例えば、所得税の税率が 20%の個人において、医療費 13 万円、スイッチ OTC 医薬品購入費 3 万円の場合には、医療費控除は 3 万円（13 万円－10 万円）となり、所得税の減税効果は 6 千円（3 万円×20%）となりますが、セルフメディケーション税制は 1 万 8 千円（3 万円－1 万 2 千円）で、所得税の減税効果は 3.6 千円（1 万 8 千円×20%）となり、医療費控除の適用を受ける方が有利となります。

医療費控除より有利な場合も

これに対し、医療費 13 万円、スイッチ OTC 医薬品の購入費 6 万円の場合には、医療費は前述のとおり 6 千円の

減税効果となるのに対し、セルフメディケーション税制は 9.6 千円（(6 万円－1 万 2 千円) ×20%）の減税効果があり、セルフメディケーション税制の適用を受ける方が有利となります。

ただし、選択適用に当たっては、医療費と医薬品購入費のそれぞれの合計額が確定する年末時点まで未確定であることに注意が必要です。

これまでと同様に、今年からは医療費の領収書等だけでなく、スイッチ OTC 医薬品購入費の領収書等を紛失しないよう心がける必要があります。

また、平成 29 年度税制改正により、平成 29 年分から医療費等の領収書等の提出又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書に添付等する見直しも行われる見込みです。

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設
(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の所得金額等から控除する。

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）
（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：82（平成27年12月1日時点）
- － 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻薬、鼻水・たんじょう薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬（注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない
- － 具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案成立後、関係者と協力して周知を行っていく。

■本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

○ 8,000円が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円－下取額：12,000円＝8,000円）

- 減税額
- ・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）
- ・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）

<参考：厚生労働省「セルフメディケーション税制について」>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

セルフメディケーション税制の取扱いについてのご相談は、当事務所までお気軽にお問合せください。

法人成りの注意点

個人事業主として創業した後、事業が軌道に乗ってくると法人成りを検討されますが、この時の注意点について解説します。

はじめに

個人事業主として創業した後、事業が軌道に乗ってくると法人成りを検討されると思います。その際によくある「どのように個人の事業資産を法人へ引き継がせたらよいか」という疑問について解説していきます。

法人成りとは

個人事業主として創業し、売上が順調に拡大してくると、個人事業主から法人へ移行するかどうかを悩まれる方が非常に多いです。個人事業主が新たに法人を設立し、事業を法人へ変更することを「法人成り」といいます。

事業用資産の引き継ぎ

個人の事業用資産を法人に引継ぐための方法としては、大きく次の3つの方法が考えられます。

- ・ 譲渡
- ・ 現物出資
- ・ 賃貸

譲渡であっても現物出資であっても、個人に所得税が課税される可能性があります。ただし、現物出資は手間と費用がかかりますので、この両方で迷うのであれば譲渡を選択した方が良いと考えられます。

また、譲渡と賃貸については、引継ぐ資産の種類、性質によってどちらが適当か判断する必要があります。

① 営業債権・債務

営業債権や債務を法人に引継ぐことはあまりお勧めできません。営業債権や債務を譲渡したとなると取引先に書面をもって通知しなければなりません。

また、譲渡後も誤って個人の銀行口座に売掛金が振り込まれることもあります。このような手間と混乱を避けるため

にも個人事業を営んでいる時に発生した営業債権や債務は法人に引き継がない方が良いでしょう。

② 棚卸資産

小売業や卸売業を営む場合は、販売するための商品を仕入れ、ある程度在庫も持たなければなりません。

棚卸資産は、法人に引き継いだ方がよいので、不良在庫を処分し、商品として価値のあるものを法人に売却すべきです。

③ 事務所の賃貸契約

個人事業で事務所を賃貸しているときは、借主を法人に名義変更してもらうよう貸主に交渉する必要があります。

承諾が得られれば、敷金や保証金も法人に引き継がれるので、法人では、敷金や保証金を資産計上し、個人に対して対価を支払うことを忘れないようにしましょう。

このように法人成りにあたっては、引継ぐ資産の種類や性質によって取扱いを変えていく必要があります。

法人成りの検討についてのご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



僕らが毎日やっている 最強の読み方

池上 彰・佐藤 優 著

単行本：320 ページ

出版：東洋経済新報社

価格：1,400 円（税別）

はじめに

池上彰氏、佐藤優氏という二人のスペシャリストが仕事をする上でどれほど新聞、雑誌、書籍等を読んでいると思いますか？本書ではその具体的方法が、率直に具体的に、対談形式で解説されています。

知識と教養を身につけるインプット

本書では新聞・雑誌・ネット・書籍から「知識と教養」を身につける 77 の方法が書かれています。近年ではインターネットの普及により、どんなことでも調べられると思われがちですが、その点について著者が警鐘を鳴らしているのが印象的です。

佐藤氏：ネットの情報は玉石混着で、そこから「玉」だけを選ぶのは、かなりの知識とスキルが必要ということです。

池上氏：同じ時間をかけてニュースを読むにしても、新聞社の無料サイトを見るのと、新聞紙面で読むのとでは、取れる情報量が全く違います。

また、インターネットには自分の考えに近いものが「大きく」見える「プリズム効果」というものが働き、関心のあることだけが詳しくなり、ドンドン視野が狭くなってしまうと指摘しています。

池上氏は、ひと月に抱える原稿が 18 本。そして佐藤氏はその 5 倍の 90 本。多くの情報をアウトプットする両氏は紙媒体を使ってどのようにインプットをしているのでしょうか。

基礎知識は書籍でしか身につかない

いくら新聞や雑誌を読んでも、土台となる基礎知識が抜けていると、頭の中で深く理解することはできないと筆者は説明しています。つまり、世の中で起こっていることを新聞で「知る」ことはできますが「理解」することとは別だ

ということです。例えば難解な専門書でなくても「やさしい〇〇入門」や「はじめての〇〇」という通俗化された書籍は全体像を理解した上で余計な情報を削ぎ落とした構成になっていてドンドン活用すべきです。



新聞は「飛ばし読み」が基本

著者である佐藤氏が新聞に使用する時間は 1 日 1 時間程度です。これは 1 紙ではなく 8 紙にかけている時間です。当然隅々まで読んでおらず、「飛ばし読み」が基本で、記事を読むかどうかは「見出し」と「リード」で判断し、迷った記事は読まないのを徹底されています。

インプット時間の確保は？

日々忙しく仕事をしていて、インプットの時間をどのように確保すれば良いのかについても両氏共に共通の認識があります。それが「ネット断ち」と「酒断ち（下戸）」です。

どちらも時間を浪費してしまうために徹底しており、特にネット断ちに関しては以下のような印象的な解説をしています。

佐藤氏：まずは新聞を読む間の 30 分だけ、次に書籍を集中して読む 1 時間だけ……と、徐々に「ネット断ち」の時間を長くしていく。簡単にネットにはつながらない、その不自由さが、逆に知的強化にはメリットになるわけですから。

新聞紙面、雑誌、小説、映画、ドラマ、インターネットメディアに至るさまざまなインプットのおすすめリストや重要なポイントである 77 の方法の一覧など、読み手にとっても非常に分かりやすい内容です。ぜひ、本書によって今までより一歩進んだインプット術を身につけてみてください。